

県 幼稚園、認可外保育施設

長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金実施要綱

(通則)

第1条 長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部こども政策局関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、幼児教育・保育の質の向上に取り組む私立幼稚園(認定こども園含む。以下「幼稚園等」という。)及び認可外保育施設(中核市除く。以下、「認可外保育施設」という。)に対し、園内研修等に参加した保育士、みなし保育士(平成10年厚生省令第51号附則第2項の規定に基づき保育士とみなされる保育士、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)、保育教諭、幼稚園教諭(いずれも非常勤含む。)(以下、「保育士等」という。)へ手当等を支給するための費用を助成することで、幼児教育・保育の質の向上と保育士等の離職防止を図る。

(補助の対象となる事業、経費及び補助金額)

第3条 補助金は、4月1日から3月31日までの間に、次条に定める研修を実施する幼稚園等及び認可外保育施設において、当該年度の3月1日現在在籍した保育士等に対して、1人あたり2万円を支給する場合に、幼稚園等に対して交付する。
ただし、本条において、特段な事情がある場合は、別途協議することとする。

(補助の交付要件)

第4条 次の(1)から(3)のうち、いずれかの園内研修等に取り組む幼稚園等及び認可外保育施設を対象とする。なお、園内研修等の実施にあたっては、保育士等全員が参加可能な方法により、それぞれが主体的に考え、意見を出し合うワークショップ形式を取り入れた方式で実施すること。

- (1) 県が別に定めるテーマ及び内容で実施する園内研修
 - (2) 幼児教育アドバイザー等の派遣を受けて実施する園内研修
 - (3) 県又は施設所在市町が実施し、県が指定する園外研修を受講した保育士等がその内容を園内で保育士等に伝達するために実施する研修
- (1)及び(3)の研修については、別に通知する。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定により、補助金の交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金所要額調書(別表1)
- (2) 園内研修実施計画書(別表2)
- (3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)
- (4) 歳入歳出予算見込書抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、別途、知事が定める。

(補助の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに研修資料及び研修参加者からのアンケート等については、保管しておくこと。

これらの関係書類を整備し、補助事業完了の翌年度から5年間適切に保管しておかなければならない。また、知事から求めがあった場合には、速やかに提出しなければならない。

(1) 保育士等に対して、1人あたり2万円を支給したことを証する書類として以下を備えること。

ア 賃金台帳等

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等)。対象となる保育士等が、労働保険に加入していない場合は、その者が、在園していることが証明できる書類。

ウ 保育士等の資格等がわかる書類

(2) 当該補助事業の内容について、あらかじめ職員に周知すること。

(3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃上の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 補助事業を行うにあたり、次のアからウに掲げる者と契約を締結してはならない。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第06号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が定めるもの

(7)補助事業者が前項までの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(8)規則と交付要綱の適用を受けるものであること。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(状況報告等)

第8条 幼稚園等及び認可外保育施設は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないことと認めるときは、この限りでない。

2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。

3 第1項の場合において、第11条の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書(別表3)に代えることができる。

4 規則第11条第2項第1号の軽微な変更は、補助額の変更を伴わないものに限る。

(変更等の申請)

第9条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業を中止あるいは廃止し、又はその内容を変更する時は、変更交付申請書(様式1-1)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、翌年度の4月10日とし、同項前段の規定により実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1)補助金所要額精算書(別表4)

(2)園内研修実施報告書(別表5)

(3)歳入歳出決算見込書抄本

(4)その他参考となる書類

(補助金の交付)

第11条 補助金は、知事が必要があると認める場合は、概算払いの方法で交付できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。